

町消防団が 優良竿頭綬を受章



受章を菅原町長に報告する
町消防団幹部

町消防団が、3月14日に行われた岩手県消防表彰式で達増拓也岩手県知事から「優良竿頭綬」を授与されました。この表彰は、長年にわたり地域の防火・防災活動に尽力するなどの顕著な功績が認められたものです。

また昨年の震災時の献身的な活動に対しての功労が認められ、県知事から「功労竿頭綬」、県消防協会会長から「現場功労竿頭綬」がそれぞれ授与されました。

5月11日、西洞団長ら消防団幹部が役場を訪れ、町長に受章を報告しました。

県警本部から賞賛状 交通死亡事故ゼロ3年を達成



記録継続に向け決意を新たに

町内での交通死亡事故ゼロの日が5月10日で3年を達成し、県警本部（高木紳一郎本部長）から賞賛状が贈られました。役場で行われた伝達式には菅原町長をはじめ、町交通指導隊の丸山隊長や交通安全母の会連合会の千葉会長ら町内の関係団体の代表者が出席。一関警察署の高橋恵市署長から町長に賞賛状が手渡されました。

高橋署長は「3年間ゼロは偉業であり、全町民を上げて、さらに5年、6年と続けてほしい」と期待を寄せました。

町長をはじめ、伝達式に同席した関係者は、この日を新たなスタートとして、安全安心なまちづくりに取り組んでいくことを決意していました。

平泉を掘る

瓦は建物の屋根を葺く建築部材です。町内の遺跡から出土した瓦は、粘土を用いて平らな平瓦や丸みのある丸瓦に形を整えて焼き固めたものです。

軒平瓦や軒丸瓦には、瓦の前面（瓦当）に型押しで装飾が加えられています。軒丸瓦には瓦当に「三巴文」を配したものや、周囲に連珠と呼ばれる突起を巡らした「連珠三巴文」、三巴文に剣を配した「剣頭三巴文」などの意匠デザインがあります。これらの瓦は社寺の堂や屋敷地の主要な建物の軒先に用いられたものと考えられます。

柳之御所跡や中尊寺境内、倉町遺跡、花立Ⅱ遺跡の町民温泉付近などから瓦がまとまって出土した例がありますが、破片で出土する場合はほとんどで、完全な形で残るものはごく少数です。数量も他の遺物に比べて多いものではありません。

発掘最前線⑩

重要文化財紹介(その9)― 瓦 ―

平泉郵便局と観自在王院跡の間で発見された「鈴沢瓦窯」は奥州藤原氏時代の窯跡で、特別史跡の飛び地に指定されています。ここからは陽刻剣頭文の軒丸瓦が出土しています。



柳之御所跡から出土した軒丸瓦
(写真左/連珠三巴文 写真右/剣頭三巴文)

取引などに使用する「はかり」は 検査が必要で

問い合わせ先：観光商工課 ☎46-5572

計量法により「取引」や「証明」に使用するはかりを検査し、正確な計量器を安心して使用するため本検査を実施します。検査を受けなければならぬ「はかり」をお持ちの人は、検査日に必ず検査を受けてください。

- 検査日時：6月26日(火)
▽10時30分～12時
- ▽13時～15時

■ 検査場所：保健センター
■ 検査を受けなければならないのはかりの例

- ▽ 商店で使用する取引用のはかり
- ▽ 行商や市場、庭先取引に使用するはかり
- ▽ 病院や医院などで使用する体重測定用はかり
- ▽ 薬局などで薬の調剤に使用するはかり
- ▽ 農協や漁協で使用するはかり
- ▽ 運送や倉庫業などで使用するはかり

種類	金額
ばね式指示はかり	500円
皿手動はかり	900円
台手動はかり	1,500円
手動指示併用はかり	2,100円
等比皿手動はかり	
ばね式懸垂指示はかり	250円
棒はかり	260円
電気式のはかり	
▷100kg以下	1,400円
▷250kg以下	1,800円

皆さんの地震対策を 支援します

町では、地震に強い安全なまちづくりを推進し、町民の皆さんの地震対策を支援するために「木造住宅耐震診断補助金交付制度」を実施しています。

この制度は、県に登録された耐震診断士に耐震診断を依頼したとき、診断に要する費用3万円のうち2万7000円を補助する制度（3000円は個人負担）です。

また耐震診断と合わせて、「耐震改修」の助成も実施しています。詳しくは建設水道課までお問い合わせください。

問い合わせ先
建設水道課 ☎46-5569

農業者年金現況届の提出を 忘れずに！

問い合わせ先：農業委員会 ☎46-5567

農業者年金の現況届は、受給者が引き続き年金を受ける資格があるかどうか、毎年1回確認するものです。届出用紙が受給者に直接送付されますので、期間内に提出してください。

■ 提出期間
6月1日(金)～29日(金)

■ 提出先：農業委員会

現況届が提出されないときは、年金の支払いが差し止められることがあります。また経営移譲年金を受給している人は次の点にも注意してください。

- ◎ 「農業共済」「水田農業構造改革交付金申請」「農業所得に係る納税申告」「土地改良区の組合員」「農業協同組合員」以上の名義が後継者になつていくこと。
- ※ 農業後継者の人が他市町村に在住している場合は、農業所得申告書の写しを持参してください。
- ◎ 年金受給者が農業を再開していないこと。
- ◎ 後継者に経営移譲した農地などの返還を受け、これを転用したり売ったりしていないこと。

日本赤十字社義援金の募集

日本赤十字社では、竜巻災害(被害)の義援金を受付けています。義援金は直接郵便振替で送金願います。

なお受け付け期間中、ゆうちょ銀行と郵便局窓口での振替手数料が無料になります。またこの義援金は、所得税法と法人税法に基づく寄附金に該当します。

1. 茨城県竜巻災害義援金(平成24年5月6日発生)

- ▷ 郵便振替…口座番号 00190-9-771
- ▷ 口座加入者名…日赤茨城県支部茨城県竜巻災害義援金

2. 栃木県竜巻災害義援金(平成24年5月6日発生)

- ▷ 郵便振替…口座番号 00140-6-776
- ▷ 口座加入者名…日赤栃木県支部栃木県竜巻災害義援金

受付期間…平成24年7月31日(火)まで

その他…受領証希望の場合、通信欄に「受領証希望」と明記してください。

問い合わせ先…町民福祉課 ☎46-5562